別紙：変更の内容

変更後	変更前
冒頭～２　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第２号関係）の（3）まで省略	冒頭～２　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第２号関係）の（3）まで省略
（4）畜産分野では、アミノ酸バランス改善飼料やメタンガス排出を抑制する飼料の給与、温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理の実践等により、メタンガスや一酸化二窒素の排出量削減を推進します。 （別紙２　17項参照）	（新設）
（5）漁船の航行速度を１割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素排出量とを削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」の取組を推進します。 （別紙２　19 頁参照）	（4）漁船の航行速度を１割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素排出量とを削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」の取組を推進します。 （別紙２　19 頁参照）
３　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の活用に関する事項（第４号関係）～**５　その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項**（第６号関係）の(1)まで省略	**３　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の活用に関する事項**（第４号関係）～**５　その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項**（第６号関係）の(1)まで省略
（2）特定区域[1)]を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容を推進します。 [1)] 特定区域：地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域 （別紙３　参照）	（2）県と市町が連携し、モデル地区となりうる特定区域の設定に努めます。
(3)～（4）省略	(3)～（4）省略
＜関連する計画の概要＞	＜関連する計画の概要＞

別紙１　滋賀県環境こだわり農業推進基本計画 計画期間：令和５年度（2023 年度）から令和８年度（2026 年度）まで 別紙２　みらいを創る　しがの農林水産業気候変動対策実行計画 計画期間：令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）まで 別紙３　特定区域の計画	別紙１　滋賀県環境こだわり農業推進基本計画 計画期間：令和５年度（2023 年度）から令和８年度（2026 年度）まで 別紙２　みらいを創る　しがの農林水産業気候変動対策実行計画 計画期間：令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）まで （新設）